

令和2年11月6日

保護者のみなさま

岐阜県立希望が丘こども医療福祉センター  
所長 徳山 剛

### 職員による入所児童への虐待事案について

平素は当センターの運営に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

このたび、当センター看護師による入所児童への対応が県所管課において虐待と認定される事案が発生しましたので、その概要及び再発防止に向けた取組みについてご説明させていただきます。

また、今回の件につきまして、当センターを利用されている保護者の皆様には大変ご心配をおかけすることとなり、誠に申し訳ありません。今後の利用に不安を感じられる方もおられることと思いますが、県所管課の指導のもと、こうしたことが再度起こらないよう全職員が誠意をもって再発防止に取り組んでまいりますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

### 記

#### 1 事案の概要

令和2年7月27日（月）18時6分、入所児童が車いすから転落しました。その後、看護師が鼻血処置をしたものの、翌朝28日（火）6時30分までの約12時間、当直医に連絡するなどの適切な医療的対応が行われていませんでした。

翌朝、入所児童の左目周囲に青あざができ、目が腫れていた状態であったことから、主治医の指示で市内医療機関を受診しましたが、検査の結果では異常はみられませんでした。

#### 2 再発防止策

- ・車いすからの転落を防止するため、車いす乗車時のベルトの適切な装着を徹底します。
- ・ささいなことでも心身の状況変化に気づいたときは、速やかに医師に連絡をします。
- ・職員に不適切と疑われるような行為があった場合には、センター外部の第三者も加わって事実を確認し、虐待に該当するかどうか適切に判断できるようにするとともに、虐待防止等の対応マニュアルを改善し、研修を行って全職員に周知徹底します。

岐阜県立希望が丘こども医療福祉センター 児童福祉支援室			
室長	駒井	係長	向井
T E L	058-233-7121（内線164・165）		
F A X	058-233-7123		